



東証、上場会社の宣誓を要求 (詳細版)

制度調査部
吉井 一洋

有報等の記載内容の確認書も要求

【要約】

2004年11月16日、東京証券取引所(東証)は、西武鉄道の上場廃止を決定すると共に、取引所規則の改正案を公表した。

規則案では、上場会社に対して、会社情報の適時・適切な開示に関する宣誓、有価証券報告書等の記載内容が適正である旨の確認書の提出を要求しており、これに反した場合、上場廃止の対象となることとしている。さらに、有価証券報告書等で財務諸表等以外に虚偽記載があった場合も、上場廃止の対象に追加している。

その他、親会社等の情報開示義務付け、少数特定者持株数基準の厳格化も盛り込まれている。

東証では、11月30日までコメントを集めて検討し、2005年1月初旬から新規則を適用する予定である。

東京証券取引所(以下「東証」)は、2004年11月16日に西武鉄道の上場廃止を決定すると共に、取引所規則の改正案を公表した。改正規則案による改正項目は次のとおりである。

1. 開示書類の信頼性向上	1 ページ
(1) 基本理念の明文化	1 ページ
(2) 適時適切な情報開示に関する宣誓	2 ページ
(3) 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の提出	3 ページ
(4) 監査法人又は2人以上の公認会計士による監査の義務付け	9 ページ
2. 親会社等の適時開示ルール強化	9 ページ
3. 少数特定者持株数に係る基準の厳格化	10 ページ
4. 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し	10 ページ
5. 株式事務代行機関設置の義務付け	12 ページ
6. コーポレート・ガバナンスの充実に向けた啓蒙活動の実施	13 ページ

以下、それぞれについて説明する。

1. 開示書類の信頼性向上

(1) 基本理念の明文化

東証の改正規則案では、以下の基本理念が盛り込まれており、上場会社の誠実な業務遂行を求めることとしている。

「上場会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確、かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」

(2) 適時適切な情報開示に関する宣誓

基本理念を定めた上で、上場会社に対して、「会社情報の投資者への適時適切な提供等について真摯な姿勢で臨む旨」を宣誓するよう求めている。宣誓の対象は、有価証券報告書や半期報告書に限らず、決算短信や東京証券取引所が提出を求めている適時開示書類なども対象となる。さらに、提出書類の虚偽記載だけでなく、提出すべき書類の不提出も対象となる。

宣誓は、東京証券取引所の全上場会社に対して求められる。具体的には、代表取締役もしくは代表執行役が署名・押印した宣誓書を提出する方法で行うものと思われる。宣誓書の効力は、改正規則(案)の適用開始時(2005年1月初旬の予定)には生じている必要があるため、最初の宣誓書はそれ以前に提出することになる。最初の宣誓書提出後は、代表取締役もしくは代表執行役が異動した時、又は前回の宣誓から5年間経過した際に宣誓を行うこととされている。

宣誓事項に対し重大な違反があった場合は、上場廃止の対象となる。有価証券報告書、有価証券届出書や半期報告書を始めとする証券取引法上の開示書類に、重要な虚偽記載があった場合^(注1)や提出しなかった場合^(注2)は、その事実のみで上場廃止の対象となる。さらに、重要な虚偽記載とまでは言えない虚偽記載であっても、宣誓違反として上場廃止の対象と、文言上は、なる可能性もある。

(注1) 虚偽記載の影響が重大であると東証が認めた場合をさす。10～12ページ「4.財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し」を参照

(注2) 東証規則では提出期限後1ヶ月以内に提出しない場合は、上場廃止に該当することとされている。

加えて、決算短信や適時開示書類に虚偽の記載があった場合やこれらの書類を提出しなかった場合も、宣誓違反として上場廃止基準に該当する場合があります^(注3)。

(注3) 現行の上場廃止基準では、財務諸表等の重要な虚偽記載の他に、上場契約違反として上場廃止基準に該当する場合や公益又は投資者保護のため、東証がその銘柄の上場廃止を適当と認めた場合も、上場廃止基準に該当する。上場契約違反の例としては以下が挙げられている。今回の規則改正(案)により、これらに該当しない場合でも、宣誓事項について重要な違反を行ったと認められた場合は、上場契約違反等として上場廃止の対象となる。

上場会社の決算短信・適時開示書類の不提出や虚偽記載など、会社情報の適時開示を適正に行わなかった場合で、東証が改善の必要性が高いと認めるとき、東証はその上場会社に対して改善報告書の提出を求める。にもかかわらず、その上場会社が改善報告書の提出を速やかに行わず、再度の東証の要請にもかかわらず、改善報告書を期限までに提出しない場合は、上場契約の「重大な違反」として上場廃止基準に該当する。

上記改善報告書を過去5年以内に既に2回提出しており、今回が3回目に該当する場合は、上場契約の「重大な違反」として上場廃止基準に該当する。

宣誓前に提出した、過去の法定開示書類、決算短信、適時開示書類などについて、事実と異なる記載がある旨が明らかになった場合でも、そのこと自体が宣誓違反になるわけではない。事実と異なる記載を、速やかに訂正すれば、宣誓違反にはならない^(注4)。ただし、事実と異なる記載があることを知りながら、訂正しない場合は、宣誓違反ということになる。

(注4) もっとも、宣誓違反にならなくても、有価証券報告書、半期報告書等の財務諸表等に虚偽記載があり、その影響が重大である場合は、上場廃止の対象となる。

金融庁が同日(11月16日)に公表した「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について」では、全開示企業に対し、株主の状況等について自主的に点検し、訂正の必要があれば、その時点で速やかに訂正報告書を提出するよう求めている。訂正の必要が無ければ、遅くとも12月17日までに文書によりその旨を回答するよう求めている。

株主の状況を見直した結果、訂正の内容が財務諸表等におよび^(注5)、かつ、重要な虚偽記載に該当すれば、財務諸表等の虚偽記載として上場廃止の対象となる。さらに、訂正の必要があるにもか

かわらず、訂正を行わない場合は、宣誓違反として上場廃止に該当することになる。

(注5)財務諸表等に訂正がおよぶ例としては、連結対象が変更され連結財務諸表の訂正が必要となる場合や、附属明細表の中の「有価証券明細表」や「関連当事者の取引」などの財務諸表等の注記事項の修正が必要となる場合などが挙げられる。

表1 東証上場会社の宣誓義務付けの概要

宣誓書の提出義務者	上場会社
宣誓する者	上場会社の代表者（代表取締役・代表執行役）
宣誓の対象となる書類	有価証券報告書、有価証券届出書、半期報告書、臨時報告書などの証券取引法上の開示書類のみならず、決算短信、証券取引所規則による適時開示書類、四半期開示なども含まれる。
宣誓書の提出時期	最初は、新規則適用開始日（2005年1月初旬）までに提出 その後は、代表取締役もしくは代表執行役が異動した時、又は前回の宣誓から5年間経過した際
宣誓の効力発生	最初は、新規則適用開始日（2005年1月初旬）以後 その後は、宣誓を行った後
宣誓違反の効果	上場廃止
参考：上場廃止の対象となりうるケース	証券取引法上の開示書類について、重要な虚偽記載を行った場合（別途、証券取引法違反としての刑事・民事責任が問われる） 決算短信、適時開示書類の不提出や虚偽記載が行われた場合で、 ・改善報告書の提出を求められたが不提出の場合 ・改善報告書を過去5年で2回提出している場合 、 以外で、宣誓事項について重要な違反を行ったと認められる場合

虚偽記載により上場廃止になりうるケースとしては、次の4つの場合がある。

- ・重要な虚偽記載に該当する場合
- ・上場契約違反(宣誓違反を除く)の場合
- ・宣誓違反の場合
- ・公益又は投資者保護のため東証が上場廃止を適当と認めた場合

(3)有価証券報告書等の適正性に関する確認書

・米国は開示義務付け

米国では、サーベインズ=オクスリー法及び関連規則により、最高経営責任者（CEO）と財務担当取締役（CFO）に対して、以下を義務づけている。

年次報告書（アニュアルレポート）・四半期報告書の記載内容の正確性、内部統制を構築・維持する責任を負っていることなどを証明（certification）^(注6)する旨をアニュアルレポート等の中で記載し、署名すること

財務報告に関する内部統制の有効性を決算期末時点で評価し、その結果等を記載した内部統制報告書を年次報告書（アニュアルレポート）^(注7)に含めること。内部統制報告書に関しては、当該会社の財務諸表の監査を担当する独立した監査人による証明・報告が求められる。

(注6)エンロン問題発覚後、サーベインズ=オクスリー法が成立（2002年7月30日）する前の段階では、SECは同年6月27日付で、大手会社947社（2002年8月14日までの提出期限は691社）に対して、年次報告書（アニュアルレポート）・四半期報告書の正確性に関する宣誓（oath）書の提出を求めていた。サーベインズ=オクスリー法に基づく証明では、宣誓は特に求めていない。

(注7)四半期報告書は対象外とされている。

・改正規則案の提案内容と証券取引法上の任意開示

これに倣い、東証の改正規則案では、上場会社に対し、「有価証券報告書等（有価証券報告書及び半期報告書）の記載内容の適正性に関する確認書」の提出を求めることとしている。

有価証券報告書及び半期報告書は、財務局に提出されるが、それと共に、その写しも東京証券取引所に提出される。

上記の確認書は、有価証券報告書及び半期報告書を提出する上場会社の代表者（代表取締役・代表執行役）が、その提出時点において、これらの報告書の内容に不実の記載がないと認識している旨を記載した書面をいう。

決算短信、中間決算短信その他の適時開示書類は、確認書の対象とはなっていない。

証券取引法上の開示としては、2003年4月1日以後に提出される有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書からは、その記載内容が正しい旨を提出企業の代表者（代表取締役・代表執行役）が確認し、その旨を記載した書面を、自主的に任意で^(注8)添付できるようになっている。このうち、有価証券報告書、半期報告書について証券取引法上の添付書類を提出している場合は、添付書類の写しを東京証券取引所に提出すればよい。

証券取引法上の添付書類には、概ね次の内容を記載し、代表者（代表取締役・代表執行役）の役職を表示して署名し、かつ、代表者（代表取締役・代表執行役）の印を押印することとされている。

有価証券報告書等の記載内容が適正であることを確認した旨
 確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合には、その旨及びその理由
 確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨
 及びその内容
 確認について特記すべき事項

「有価証券報告書等（有価証券報告書及び半期報告書）の記載内容の適正性に関する確認書」では、証券取引法上の添付書類の のような、上場会社の内部統制に関する事項は盛り込まれない模様である。ただし、仮に確認書に盛り込まれなかったとしても、内部統制の構築・整備を怠った場合は、社内における十分なチェック機能が働かず、確認書を提出したにもかかわらず、有価証券報告書・半期報告書に虚偽の記載が行われるリスクが高くなる。このようなリスクを軽減するためには、上場会社は確認漏れがないよう、内部統制を整備する必要がある。

（注8）ただし、主要銀行の場合は、2002年10月30日公表の金融再生プログラムなどにより、2003年3月期から、「財務諸表の正確性に関する経営者による宣言」が要請されている。

・虚偽記載があった場合の取扱い

そもそも有価証券報告書・半期報告書に重要な虚偽記載があった場合は、それだけで上場廃止の対象となる。さらに、その上場会社及び経営者は、証券取引法に定める刑事上、民事上の責任を負うことになる。^(注9)

（注9）東証の上場廃止になるのは「虚偽記載」の影響が重大であると東証が認める場合である。証券取引法上は、重要な事項について虚偽の記載のあるものを提出した場合に、刑事上・民事上の責任を負い、さらに重要な事項・事実の記載漏れについては行政処分（訂正報告書等の提出）の対象となる他、民事上の責任を負う。10～12ページ「4.財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し」を参照。

虚偽記載自体は重要性が無いと判断された場合でも、虚偽記載があることにより「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」には偽りがあることになる。「確認書」に偽りがあることが重要な虚偽記載に該当した場合は、上場廃止の対象となる。

一方、証券取引法上は「確認書」に偽りがあっても、有価証券報告書・半期報告書の虚偽の記載そのものに重要性が無ければ、上場会社も経営者も責任を負わないものと思われる。ただし、「確認書」ではなく、証券取引法上の「添付書類」の写しを代わりに東証に提出した場合は、有価証券報告書・半期報告書の虚偽の記載に重要性が無いと判断された場合でも、添付書類の虚偽記載として重要性があると判断されれば、証券取引法に定める刑事上（上場会社及び経営者が対象）、民事上（上場会社が対象）の責任を負うことになる。

それぞれの違いをまとめると、表2、表3のようになる。

表2 有価証券報告書の確認書・添付書類に虚偽記載があった場合の取扱い

		東証の確認書		証券取引法上の添付書類	
提出義務者		上場会社		上場会社及びその代表者（代表取締役・代表執行役）	
強制・任意		東証により強制		任意（この「証券取引法上の添付書類」によって「東証の確認書」を代用することもできる）	
記載内容の確認		上記書類の内容に不実の記載がないと認識している旨を記載		上記書類の記載内容が適正であることを確認した旨	
内部統制の確認		-		財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかの確認	
有価証券報告書本体の		対象	効果	対象	効果
虚偽記載 ¹	東証規則	上場会社	上場廃止	上場会社 ³	上場廃止 ³
	証券取引法	12ページ表7及び8を参照		12ページ表7及び8を参照	
確認書・添付書類の		対象	効果	対象	効果
虚偽記載 ²	東証規則案	上場会社	上場廃止	上場会社 ⁴	上場廃止 ⁴
	証券取引法	-		代表者 ⁵	刑事罰 ^{6 7}
		-		上場会社	罰金刑 ^{8 +} 民事責任 ⁹
-		-		公認会計士	監査対象外
不提出	東証規則案	上場会社 ¹⁰	上場廃止 ¹⁰	上場会社	-
	証券取引法	-		代表者	- ¹¹
		-		上場会社	- ¹¹
		-		公認会計士	監査対象外

1 有価証券報告書本体の虚偽記載が重要な虚偽記載に該当する場合をさす。

2 確認書・添付書類の重要な虚偽記載に該当する場合をさす。

3 有価証券報告書本体の重要な虚偽記載として上場廃止の対象となる。（東証には別途「確認書」を提出し、添付書類の写しを提出していない場合も上場廃止の対象となる）。

4 添付書類の重要な虚偽記載として上場廃止の対象となる。（東証には別途「確認書」を提出し、添付書類の写しを提出していない場合も、上場廃止の対象となる）。

5 担当役員等も対象となりうる。

6 3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、又はその両方を併科

7 有価証券報告書本体の虚偽記載の場合は、その提出時の役員は損害賠償責任を負う（過失責任。虚偽記載と損害の因果関係は損害賠償請求をする側が立証する）。しかし、添付書類の虚偽記載については、そのような民事責任は規定されておらず、民法上の不法行為の一般原則に従って、損害賠償請求を行うことになる。

8 3億円以下の罰金刑

9 2004年12月1日以後提出する有価証券報告書の添付書類について適用（無過失責任。一定の条件の下で、損害賠償額の推定規定有り。虚偽記載と損害賠償額の因果関係については、因果関係がない旨を上場会社側が立証）。

10 改正規則案では明示されていないが、虚偽記載と同等に取り扱われるものと思われる。

11 任意の提出なので、罰則や損害賠償は問題とならない。

表3 半期報告書の確認書・添付書類に虚偽記載があった場合の取扱い

		東証の確認書		証券取引法上の添付書類	
提出義務者		上場会社		上場会社及びその代表者（代表取締役・代表執行役）	
強制・任意		東証により強制		任意（この「証券取引法上の添付書類」によって「東証の確認書」を代用することもできる）	
記載内容の確認		上記書類の内容に不実の記載がないと認識している旨を記載		上記書類の記載内容が適正であることを確認した旨	
内部統制の確認		-		財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかの確認	
半期報告書本体の		対象	効果	対象	効果
虚偽記載 ¹	東証規則	上場会社	上場廃止	上場会社 ³	上場廃止 ³
	証券取引法	12ページ表7及び8を参照		12ページ表7及び8を参照	
確認書・添付書類の		対象	効果	対象	効果
虚偽記載 ²	東証規則案	上場廃止	上場会社	上場会社 ⁴	上場廃止 ⁴
	証券取引法	-		代表者	- ⁵
		-		上場会社	民事責任 ^{6 7}
-		-		公認会計士	監査対象外
不提出	東証規則案	上場廃止	上場会社	上場会社	-
	証券取引法	-		代表者	- ⁸
		-		上場会社	- ⁸
		-		公認会計士	監査対象外

1 半期報告書本体の虚偽記載が重要な虚偽記載に該当する場合をさす。

2 確認書・添付書類の重要な虚偽記載に該当する場合をさす。

3 半期報告書本体の重要な虚偽記載として上場廃止の対象となる。（東証には別途「確認書」を提出し、添付書類の写しを提出していない場合も上場廃止の対象となる）。

4 添付書類の重要な虚偽記載として上場廃止の対象となる。（東証には別途「確認書」を提出し、添付書類の写しを提出していない場合も、上場廃止の対象となる）。

5 刑事罰（罰則）、民事責任ともに、証券取引法の規定無し。

6 罰金刑については、証券取引法上の規定は無し。

7 民事責任については2004年12月1日以後提出する半期報告書の添付書類に対して適用（無過失責任。一定の条件の下で、損害賠償額の推定規定有り。虚偽記載と損額賠償額の因果関係については、因果関係がない旨を上場会社側が立証）。

8 任意の提出なので、罰則や損害賠償は問題とならない。

証券取引法上の添付書類の写しの方が、「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」よりも、虚偽記載に関する刑事・民事上の責任が重い。提出する書類の種類によってこのような違いがあるのは望ましくなく、証券取引法上においても、添付書類の提出を義務付けるべきである。

仮に、証券取引法上も提出を義務付けることとした場合でも、有価証券報告書や半期報告書の中に組み込むか、添付書類とするかにより、刑事上・民事上の責任の内容が異なる。したがって、添付書類としてではなく、有価証券報告書等の中で記載することも検討すべきであろう。

表4 有価証券報告書の適正性の確認を添付書類又は報告書本体で義務づけた場合の比較

		添付書類の提出を義務付け		有価証券報告書内で記載 ¹	
提出義務者		上場会社及びその代表者（代表取締役・代表執行役）		上場会社及びその代表者（代表取締役・代表執行役）	
有価証券報告書本体 ² の		対象	効果	対象	効果
虚偽記載 ³	東証規則	上場会社	上場廃止	上場会社	上場廃止
	証券取引法	12 ページ表 7 及び 8 を参照		12 ページ表 7 及び 8 を参照	
添付書類 ⁴ の		対象	対象	効果	効果
虚偽記載 ⁵	東証規則案	上場会社	上場廃止	上場会社	上場廃止
	証券取引法	代表者 ⁶	刑事罰 ^{7 8}	代表者 ⁶	刑事罰 ^{9 +} 民事責任 ¹⁰
		上場会社	罰金刑 ^{11 +} 民事責任 ¹²	上場会社	罰金刑 ^{13 +} 民事責任 ¹²
公認会計士	監査対象外	公認会計士	監査対象外		
不提出・ (有価証券 報告書内 で記載す る場合は 記載漏れ)	東証規則案	上場会社	上場廃止	上場会社	上場廃止
	証券取引法	代表者 ⁶	刑事罰 ^{7 8}	代表者 ⁶	行政処分後、不提出 なら刑事罰 ^{14 +} 民事責任 ¹⁰
		上場会社	罰金刑 ^{11 15}	上場会社	行政処分後、不提出 なら罰金刑 ^{16 +} 民事責任 ¹²
公認会計士	監査対象外	公認会計士	監査対象外		

1 現在、添付書類で記載している内容（有価証券報告書の記載内容が適正である旨の確認等）について、有価証券報告書本体での記載を義務づけた場合

2 1 の場合は、有価証券報告書の記載内容が適正である旨の確認等以外の記載を対象

3 有価証券報告書本体の虚偽記載が重要な虚偽記載に該当する場合をさす。

4 1 の場合は、有価証券報告書の記載内容が適正である旨の確認等の記載を対象

5 有価証券報告書の記載内容が適正である旨の確認等の添付書類又は当該報告書における記載が重要な虚偽記載に該当する場合をさす。

6 担当役員等も対象となりうる。

7 3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、又はその両方を併科

8 有価証券報告書本体の重要な虚偽記載の場合は、その提出時の役員は損害賠償責任を負う（過失責任。虚偽記載と損害の因果関係は損害賠償請求をする側が立証する）。しかし、添付書類の重要な虚偽記載や不提出については、そのような民事責任は証券取引法上明文で規定されておらず、民法上の不法行為の一般原則に従って、損害賠償請求を行うことになると思われる。

9 5 年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金、又はその両方を併科

10 有価証券報告書本体の重要な虚偽記載として、提出時の役員は損害賠償責任を負う（過失責任。虚偽記載と損害の因果関係は損害賠償請求をする側が立証する）。

11 3 億円以下の罰金刑

12 2004 年 12 月 1 日以後提出する有価証券報告書及びその添付書類について適用（無過失責任。一定の条件の下で、損害賠償額の推定規定有り。虚偽記載と損害賠償額の因果関係については、因果関係がない旨を提出者側が立証）。

13 5 億円以下の罰金刑

14 有価証券報告書の記載内容が適正である旨の確認等について有価証券報告書本体での記載を義務づけた場合は記載漏れに該当する。記載漏れには刑事罰の規定は無いが、重要な事項の記載漏れと判断された場合は、訂正報告書の提出が求められる。にもかかわらず、訂正報告書を提出しない場合は、3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、又はその両方を併科。

15 民事責任は証券取引法上明文で規定されておらず、民法上の不法行為の一般原則に従って、損害賠償請求を行うことになると思われる。

16 14 の訂正報告書を提出しない場合、上場会社（提出会社）は、3 億円以下の罰金刑

表5 半期報告書の適正性の確認を添付書類又は報告書本体で義務づけた場合の比較

		添付書類の提出を義務付け		半期報告書内で記載 ¹	
提出義務者		上場会社及びその代表者（代表取締役・代表執行役）		上場会社及びその代表者（代表取締役・代表執行役）	
半期報告書本体 ² の		対象	効果	対象	効果
虚偽記載 ³	東証規則	上場会社	上場廃止	上場会社	上場廃止
	証券取引法	12 ページ表 7 及び 8 を参照		12 ページ表 7 及び 8 を参照	
添付書類 ⁴ の		対象	対象	効果	効果
不実記載 ⁵	東証規則案	上場会社	上場廃止	上場会社	上場廃止
	証券取引法	代表者	- 6	代表者 ⁷	刑事罰 ⁸⁺ 民事責任 ⁹
		上場会社	民事責任 ^{10 11}	上場会社	罰金刑 ¹²⁺ 民事責任 ¹¹
		公認会計士	監査対象外	公認会計士	監査対象外
不提出・ (半期報告書内で記載する場合は記載漏れ)	東証規則案	上場会社	上場廃止	上場会社	上場廃止
	証券取引法	代表者	- 6	代表者 ⁷	行政処分後、不提出なら刑事罰 ¹³⁺ 民事責任 ¹¹
		上場会社	10	上場会社	行政処分後、不提出なら罰金刑 ¹⁴⁺ 民事責任 ¹¹
		公認会計士	監査対象外	公認会計士	監査対象外

- 1 現在、添付書類で記載している内容（半期報告書の記載内容が適正である旨の確認等）について、半期報告書本体での記載を義務づけた場合
- 2 1 の場合は、半期報告書の記載内容が適正である旨の確認等以外の記載を対象
- 3 半期報告書本体の虚偽記載が重要な虚偽記載に該当する場合はさす。
- 4 1 の場合は、半期報告書の記載内容が適正である旨の確認等の記載を対象
- 5 半期報告書の記載内容が適正である旨の確認等の添付書類又は当該報告書における記載が重要な虚偽記載に該当する場合はさす。
- 6 刑事罰（罰則）、民事責任ともに、証券取引法の規定無し。半期報告書の場合は他に添付書類が無く、しかも現在は任意の提出のため刑事罰（罰則）が設けられていない。しかし、提出を任意でなく義務づけた場合は、有価証券報告書等の添付書類とのバランス上、刑事罰（罰則）の対象に追加が必要となる可能性がある。刑事罰（罰則）の対象に追加するためには証券取引法の改正が必要である。民事責任に関しては、民法上の不法行為の一般原則によるものと思われる（有価証券報告書の添付書類でも同様であり、もし仮に強化する場合は、有価証券報告書の添付書類ともども強化する必要がある）。
- 7 担当役員等も対象となりうる。
- 8 3 年以下の懲役もしくは 300 万円以下の罰金、又はその両方を併科
- 9 半期報告書本体の重要な虚偽記載として、その提出時の役員は損害賠償責任を負う（過失責任。虚偽記載と損害の因果関係は損害賠償請求をする側が立証する）。
- 10 罰金刑、民事責任ともに、証券取引法上の規定は無し。ただし、6 で述べたように刑事罰（罰則）の対象に追加された場合は、上場会社も罰金刑の対象となる。民事責任に関しては、民法上の不法行為の一般原則によるものと思われる
- 11 民事責任については、2004 年 12 月 1 日以後提出する半期報告書及びその添付書類に対して適用（無過失責任。一定の条件の下で、損害賠償額の推定規定有り。虚偽記載と損額賠償額の因果関係については、因果関係がない旨を上場会社側が立証）。
- 12 3 億円以下の罰金刑
- 13 半期報告書の記載内容が適正である旨の確認等について半期報告書本体での記載を義務づけた場合は記載漏れに該当する。記載漏れには刑事罰の規定は無いが、重要な事項の記載漏れと判断された場合は、訂正報告書の提出が求められる。にもかかわらず、訂正報告書を提出しない場合

は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、又はその両方を併科。
 14 13の訂正報告書を提出しない場合、上場会社（提出会社）は、1億円以下の罰金刑

・適用時期

改正規則の施行日（2005年1月初旬）後に終了する事業年度から適用される。したがって、3月期決算の場合は、2005年3月期から適用される。

(4) 監査法人又は2人以上の公認会計士による監査の義務付け

改正規則案では、上場会社に対して、財務諸表等の監査を行うのが監査法人で無い場合は、2人以上の公認会計士による監査証明を求めるよう要求している。

既に、新規上場会社に対しては、同様の規定が適用されているが、既に上場している会社については適用されていなかった。そのため、個人の公認会計士1人に監査証明を受けることが可能であった。^(注10)

(注10) 2003年5月に改正された公認会計士法では、2004年4月1日以後開始する事業年度から、公認会計士が大会社等（商法特例法監査対象会社、証券取引法監査対象会社、保険会社等）の財務書類について監査証明業務を行う場合は、他の公認会計士・監査法人との共同監査とするか、他の公認会計士を補助者とすることを義務づけており、単独の監査を禁止している。さらに同じ公認会計士が7年を超えて同一の大会社等の監査を継続することを禁止している。

そこで改正規則案では、監査を形式的なものではなく、実効性のあるものとするため、新規上場ではなく、既に上場している会社に対しても、財務諸表等の監査を行うのが監査法人で無い場合は、2人以上の公認会計士による監査証明を求めるよう要求しているわけである。

監査法人又は、2人以上の公認会計士による監査証明が付された有価証券報告書又は半期報告書が内閣総理大臣に提出されなかった場合は、上場廃止となる。

改正規則案の適用は、2005年1月初旬を予定しているが、会計監査人の選任には株主総会の承認が必要となるため、所要の経過措置を設けることとしている。常識的に考えれば、1人の個人の公認会計士に監査証明を任せている会社は、遅くとも次の定時株主総会で対応する必要がある。もっとも証券取引法適用会社の場合は、改正公認会計士法の適用にあわせ、ほとんど対応済であると思われる。

2. 親会社等の適時開示ルールの強化

1995年以前に上場した会社の場合は、親会社等の会社情報の適時開示は任意となっているが、改正規則案では、これを義務づけることとしている。

「親会社等」とは、実質支配力基準に基づく親会社、あるいは開示会社が影響力基準（実質基準）に基づくとその会社の関連会社に該当する会社をいう。

マザーズ上場会社の場合は、現在、持株比率が50%超の親会社のみが対象となっているが、改正規則案では、これも実質支配力基準・影響力基準に基づく親会社等に改めることとしている。

「親会社等」との事業上の関連が希薄で、かつ、上場会社が親会社等の情報を把握することが困難であると東証が認める場合は、東証第一部、第二部及びマザーズ共に、開示対象から除外することとしている。

現在の東証の上場審査基準では、以下の情報の開示を求めており、改正規則案では同様の情報開示を求めるものと思われる

上場会社は、その親会社等が有価証券報告書に準じて作成し東証が適当と認めた書類を、各事業

年度ごとに提出する。

上場会社は、親会社等に関する事実等の会社情報のうち、自社の経営に重大な影響を与えるものを、投資者に対し適時・適切に開示する。

改正規則案では、さらに、親会社等を有する上場会社に対し、決算内容を開示する際に、親会社等の持株比率と当該親会社等との取引を開示するよう義務づけることとしている。現在、同様の情報は決算短信の様式では、記載することとされている。しかし、上場会社は決算情報の開示を義務づけられているが、「決算短信」の様式に従って作成することまでは義務づけられていない。今回の改正では、これを要請でなく、義務づけることとしている。

3. 少数特定者持株数に係る基準

現行の東証規則の上場審査基準、一部指定基準及び上場廃止基準では、株式が市場で特定の株主に集中することを防ぐため、株式の分布状況について制限を設けることとしている。ただし、「当分の間」の措置としてこの制限を緩和している。

改正規則案では、この緩和措置をとりやめ、以下に従って、判断することとしている。

表6 改正後の少数特定者持株数制限

基準の種類	改正後の少数特定者持株数の制限	適用開始時期
上場審査基準	少数特定者持株数 ^{注1} が、上場の時までに上場株式数の75%以下となること	改正規則施行日以後開始する最初の事業年度(3月決算会社の場合は2006年3月末)を直前の事業年度とする上場申請会社
上場株券の市場第一部指定銘柄基準	少数特定者持株数が、直前事業年度末日等において上場株式数の70%以下であること	改正規則施行日以後開始する最初の事業年度(3月決算会社の場合は2006年3月末)を直前の事業年度とする第一部指定申請会社
上場廃止基準	少数特定者持株数が、上場株式数の75%を超えている場合において1年以内に75%以下にならない場合 ^{注2}	改正規則施行日以後開始する最初の事業年度の翌事業年度の末日時点(3月決算会社の場合は2007年3月末)

(注1)大株主上位10名及び役員等(役員、その配偶者及び2親等内の血族)、役員等により議決権の過半数が所有されている会社が所有する株式数(新規上場申請者の場合は、所有する自己株式数を加算)をいう。

(注2)その他、現行上場廃止基準では、少数特定者持株数が上場株式数の90%を超えている上場会社が、東証の定める日までに東証の定める公募、売出し又は数量制限付分配予定書を東証に提出しない場合は上場廃止としている。

4. 財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し

(1) 財務諸表等以外の項目も対象に追加

改正前の東証規則では、上場会社が財務諸表等(財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表、中間連結財務諸表及びこれらの注記)に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大と東証が認めた場合は、上場廃止になるとしている。

有価証券報告書等(ここでは、有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれらの添付・参照書類)の記載内容のうち、財務諸表等以外の項目に虚偽記載がある場合は、この要件には該当しないこととされていた。

ちなみに、西武鉄道の場合は、財務諸表等の注記の「関連当事者等との取引」、日本テレビの場合は財務諸表の中の「有価証券明細表」に虚偽記載があった。

しかし、改正規則案では、有価証券報告書等に財務諸表等以外の項目について虚偽記載があった場合も対象となることとしている。

(2) 「虚偽記載」の定義

「虚偽記載」について改正規則案では次のように定義している。この「虚偽記載」の影響が重大と東証が認めた場合に、上場廃止に該当する。

内閣総理大臣からの訂正命令を受けた場合
内閣総理大臣等もしくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合
訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合

ちなみに、決算短信をはじめ、東証が提出を義務付ける、あるいは要請する適時開示書類で虚偽記載があった場合は、この4ではなく、1の(2)の宣誓違反として、上場廃止基準に該当することになる。

虚偽記載と上場廃止基準の関係をまとめると、次の表のとおりである。

表6 虚偽記載があった書類の種類と上場廃止の理由（概略）

			規則改正前	規則改正後
証券取引法上の 開示書類	有価証券 報告書等	財務諸表等	虚偽記載等 包括規定 ¹	虚偽記載等 宣誓違反 包括規定 ¹
		財務諸表等以外 ²	包括規定 ¹	包括規定 ¹
	その他の法定開示書類(臨時報告書、大量保有報告書、自己株券買付状況報告書など)		包括規定 ¹	宣誓違反 包括規定 ¹
決算短信、東証規則による適時開示書類			上場契約違反 ² 包括規定 ¹	上場契約違反 ³ 宣誓違反 包括規定 ¹

1 公益又は投資者保護のため、東証が上場廃止が適当と認めた場合

2 有価証券報告書の記載が適正である旨を確認する「確認書」や証券取引法上の添付書類も含まれる。

3 宣誓違反を除く

(3) 適用時期

(1)、(2)の改正規則は、2005年1月初旬以後に提出された有価証券報告書等から適用される予定である。

ただし、改正規則適用前に既に提出されている有価証券報告書等でも、財務諸表等に影響が重大と認められる虚偽記載があった場合は、現行規則においても上場廃止の対象である。

(4) 証券取引法上の重要な「虚偽記載」

有価証券報告書、半期報告書の虚偽記載の場合、以下に該当すれば証券取引法上の刑事責任・民事責任を問われる重要な虚偽記載に該当する。

刑事罰...重要な事項について虚偽の記載のあるものを提出した場合

民事責任...提出した有価証券報告書等のうち、

- ・重要な事項について虚偽の記載がある場合ものを提出した場合
- ・記載すべき重要な事項もしくは、誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合

有価証券報告書、半期報告書の重要な虚偽記載、記載漏れ、不提出に係る証券取引法上の刑事責任・民事責任の概略を整理すると表7、8のとおりになる。

表7 重要な虚偽記載の刑事責任(概略)

	対象	有価証券報告書	半期報告書
重要な事項について虚偽の記載	提出者(代表者) 1	5年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金又はその併科	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はその併科
	上場会社	5億円以下の罰金	3億円以下の罰金
重要な事項・事実について記載漏れ	提出者(代表者) 1	行政処分(訂正報告書の提出)訂正報告書不提出の場合は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はその併科	行政処分(訂正報告書の提出)訂正報告書不提出の場合は、1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金又はその併科
	上場会社	行政処分(訂正報告書の提出)訂正報告書不提出の場合は、3億円以下の罰金	行政処分(訂正報告書の提出)訂正報告書不提出の場合は、1億円以下の罰金
不提出	提出者(代表者) 1	3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はその併科	1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金又はその併科
	上場会社	3億円以下の罰金	1億円以下の罰金

- 1 担当役員等も対象になりうる
- 2 公認会計士は従犯(幫助罪)として責任を問われうる。

表8 虚偽記載の民事責任(概略)

	有価証券報告書	半期報告書
代表者	過失責任(責任を負うべき者が故意・過失がない旨を立証)	
役員	虚偽記載と損害との間の因果関係は、請求権者が立証	
公認会計士		
上場会社 (2004年12月1日以後提出される有価証券報告書・半期報告書に対して適用)	無過失責任(過失が無くても責任を負う) 損害賠償額に上限規定有り。 以下の 及び に該当する場合は、損害賠償額の推定規定有り(虚偽記載と損害との間に因果関係が無いことを上場会社が立証した場合に減額) 虚偽記載の事実が公表される前1年以内に対象有価証券を取得し、かつ公表日に引き続き所有している 損害賠償額の推定規定の適用を受けない場合は、請求権者が虚偽記載と損害との間の因果関係を立証する。	

重要な事項・事実について記載漏れを含む。有価証券報告書・半期報告書の不提出については証券取引法上の明文の規定が無く、民法上の不法行為の一般原則に従って、損害賠償請求を行うことになると思われる。

5. 株式事務代行機関設置の義務付け

西武鉄道の場合は、株式事務を代行機関に委託せず、自社で行っており、これが虚偽記載を容易にした一つの理由として指摘されていた。

東証では、1971年7月以降の上場会社には、株式事務の代行機関への委託を義務づけているが、それ以前の上場会社には義務づけていなかった。

改正規則案では、信託銀行を除く全上場会社に対して、株式事務を代行機関の設置を求めることとしている。実際には、株式事務を自社で行っているのは、西武鉄道(上場廃止決定)と同グループの伊豆箱根鉄道(現在、監理ポストで上場廃止を検討中)、大和自動車交通の3社だけの模様であり、ほとんどの上場会社は株式事務を代行機関に委託している。

6. コーポレート・ガバナンスの充実に向けた啓蒙活動の実施

虚偽記載が問題となった上場会社においては、コーポレート・ガバナンスが十分に機能していなかったとの問題意識から、東証ではコーポレート・ガバナンスに関する講演・セミナー等を通じて、啓蒙活動に努めることとしている。

具体的には、東証が 2004 年 3 月 16 日に策定した上場会社コーポレート・ガバナンス原則の普及などに努める。